東京都医療関係職種養成所等指導要綱

平成27年8月21日27福保医人第826号 一部改正 平成30年3月7日29福保医人第2545号 一部改正 令和3年2月1日2福保医人第2871号

第1目的

この指導要綱は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、保健師 助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)、保健師助産師看護師学校養 成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)、診療放射線技師法(昭和 26年法律第226号)、診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)、 診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第4号)、臨床 検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、臨床検査技師等に関する法 律施行令(昭和33年政令第276号)、臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和 45年文部省・厚生省令第3号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律 第137号)、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)、 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第3号)、 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)、視能訓練士法施行令(昭和46年政令 第246号)、視能訓練士学校養成所指定規則(昭和46年文部省・厚生省令第2 号)、言語聴覚士法(平成9年法律第132号)、言語聴覚士法施行令(平成10年 政令第299号)、言語聴覚士学校養成所指定規則(平成10年文部省・厚生省令 第2号)、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)、臨床工学技士法施行令(昭 和63年政令第21号)、臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・ 厚生省令第2号)、義肢装具士法(昭和62年法律第61号)、義肢装具士法施行令 (昭和63年政令第23号)、義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・ 厚生省令第3号)、救急救命士法(平成3年法律第36号)、救急救命士法施行令(平 成3年政令第266号)、救急救命士学校養成所指定規則(平成3年文部省・厚生 省令第2号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、歯科衛生士法施行令(平 成3年政令第226号)、歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省・厚 生省令第1号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)、歯科技工士法施行令 (昭和30年政令第228号)、歯科技工士学校養成所指定規則(昭和31年厚生 省令第3号)、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22年法律第217号)、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する 法律施行令(平成4年政令第301号)、あんまマッサージ指圧師、はり師及びき

ゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)、柔道整復師法施行令(平成4年政令第302号)、柔道整復師学校養成施設認定規則(昭和47年文部省・厚生省令第2号)、その他法令の定めるもののほか、医療関係職種養成所等の指定又は認定(以下「指定等」という。)及び指定等内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化及び円滑化並びに医療関係職種養成所等の適正な運営の確保を目指すことを目的とする。

第2 用語の意義

- この要綱において、医療関係職種養成所等とは、保健師助産師看護師法第19 条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所、 同法第21条第3号に規定する看護師養成所、同法第22条第2号に規定する准 看護師養成所、診療放射線技師法第20条第1号に規定する診療放射線技師養成 所、臨床検査技師等に関する法律第15条第1号に規定する臨床検査技師養成所、 理学療法士及び作業療法士法第11条第1号及び第2号に規定する理学療法士 養成施設、同法第12条第1号及び第2号に規定する作業療法士養成施設、視能 訓練士法第14条第1号及び第2号に規定する視能訓練士養成所、言語聴覚士法 第33条第1号から第3号まで及び第5号に規定する言語聴覚士養成所、臨床工 学技士法第14条第1号から第3号までに規定する臨床工学技士養成所、義肢装 具士法第14条第1号から第3号までに規定する義肢装具士養成所、救急救命士 法第34条第1号 、第2号及び第4号に規定する救急救命士養成所、歯科衛生 士法第12条第2号に規定する歯科衛生士養成所、歯科技工士法第14条第2号 に規定する歯科技工士養成所、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に 関する法律第2条第1項第2号に規定するはり師の養成施設、きゆう師の養成施 設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに柔道整復師法第12条第1項に 規定する柔道整復師養成施設をいう。
- 2 第2の1に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、第1及び第 2の1に掲げる法令、通達において使用する用語の例による。

第3 設置計画書等の提出

- 1 医療関係職種養成所等について、指定等を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる区分ごとに、別記第1号様式により、養成所設置計画書又は養成施設設置計画書(以下「養成所等設置計画書」という。)を、知事に提出すること。
- (1) 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所

開設しようとする年の前年の1月末日までに1部

- (2) 歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所 開設しようとする年の前年の3月末日までに2部
- (3)診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、 義肢装具士養成所、救急救命士養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに柔道整復師養成施設

開設しようとする年の前年の3月末日までに1部

2 既に指定を受けた保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所について、設置等計画に係る審査を要する変更をしようとするときは、その設置者は、次のとおり、別記第2号様式により、変更計画書を、知事に提出すること。

変更しようとする年の前年の1月末日までに1部

3 既に指定を受けた診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びに柔道整復師養成施設について、学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、次のとおり、別記第2号様式の2により、定員変更計画書を、知事に提出すること。

変更しようとする日の1年前までに1部

4 既に指定を受けた歯科技工士養成所について、学生の定員を増加しようとする ときは、その設置者は、次のとおり、別記第2号様式の2により、定員変更計画 書を、知事に提出すること。

変更しようとする日の1年前までに2部

5 既に指定を受けた歯科衛生士養成所について、校舎を全面変更しようとするとき又は学級数の増加をしようとするときは、その設置者は、次のとおり、別記第 2号様式の3により、校舎変更計画書を、知事に提出すること。

変更しようとする日の1年前までに2部

第4 指定等申請の手続

医療関係職種養成所等について、指定等を受けようとするときは、その設置者は、原則として第3の1により提出した養成所等設置計画書の審査により設置計画の承認を受けた後、次に掲げる区分ごとに、別記第3号様式により、養成所指定申請書又は養成施設認定申請書を、知事に提出すること。

1 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所

(1)養成所指定申請書

開設しようとする年の前年の7月末日までに1部

(2) 完本等(審査の過程で、内容を修正した申請書等及び教育内容(講義等概要、 臨地実習概要))

養成所設置申請書提出の翌年3月末日までに1部

2 診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法 士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢 装具士養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、はり 師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに 柔道整復師養成施設

開設しようとする年の前年の9月末日までに1部

第5 変更承認申請の手続

- 1 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の設置者は、 主務省令で定める事項を変更しようとするときは、次に掲げる区分ごとに、養成 所変更承認申請書を、知事に提出すること。
- (1) 設置等計画に係る審査を要する変更承認申請
 - ア 変更承認申請書

別記第4号様式により、変更しようとする年の前年の7月末日までに1部 イ 完本等(審査の過程で、内容を修正した申請書等及び教育内容(講義等概 要、臨地実習概要))

別記第4号様式の2により、変更承認申請書提出の翌年3月末日までに1 部

(2)養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請

変更しようとする日から起算して3か月前までに1部。ただし、保健師助産 師看護師学校養成所指定規則の改正に伴う学則(教育課程)の変更については、 変更しようとする年の前年の9月末日までに1部

- 2 第5の1以外の医療関係職種養成所等の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするとき(第5の3及び4に掲げる場合を除く。)は、次に掲げる区分ごとに、別記第4号様式の3により、養成所変更承認申請書又は養成施設変更承認申請書(以下「養成所等変更承認申請書」という。)を、知事に提出すること。
- (1)診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所及び救急救命士養成所 変更しようとする日から起算して3か月前までに1部

(2)理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、歯科衛生士養成所、歯科技工士 養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の 養成施設並びに柔道整復師養成施設

変更しようとする日から起算して6か月前までに1部。ただし、歯科衛生士養成所については、学級数を増加しようとする場合を除く。

- 3 第5の1以外の医療関係職種養成所等(歯科衛生士養成所を除く。)の設置者は、第3の3により定員変更計画書を提出した場合は、原則として当該定員変更計画の審査により承認を受けた後、次に掲げる区分ごとに、別記第4号様式の4により、養成所等変更承認申請書を、知事に提出すること。
- (1)診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、視能訓練士養成所、言語聴覚 士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所及び救急救命士養成所 変更しようとする日から起算して3か月前までに1部
- (2) 理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、歯科技工士養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに柔道整復師養成施設

変更しようとする日から起算して6か月前までに1部

4 歯科衛生士養成所の設置者は、第3の3により校舎変更計画書を提出した場合は、原則として当該校舎変更計画の審査により承認を受けた後、次のとおり、別記第4号様式の5により、養成所変更承認申請書を知事に提出すること。

変更しようとする日から起算して6か月前まで1部

第6 変更届出の手続

指定医療関係職種養成所等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったと きは、次に掲げる区分ごとに、変更届出書を知事に提出すること。

- 1 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所 別記第5号様式により、変更があった日から1か月以内に1部
- 2 診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法 士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢 装具士養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、はり 師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに 柔道整復師養成施設

別記第5号様式の2により、変更があった日から1か月以内に1部

第7 指定取消申請の手続

1 募集停止の申出

- (1) 最後の募集に係る入学者の入所(施設)年の前年の12月末日までに、次に 掲げる区分ごとに、申出書を知事に提出すること。
 - ア 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所 別記第6号様式により1部
 - イ 診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに柔道整復師養成施設

別記第6号様式の2により1部

- (2) 複数の課程を設置している場合で、一部の課程を廃止する場合は、学則変更 承認申請(課程の変更)を行うこと。
- 2 指定取消申請書の提出
- (1) 指定の取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、次に掲げる区分ごとに、指定取消申請書を知事に提出すること。
 - ア 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所 別記第7号様式により1部
 - イ 診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、はり師の養成施設、きゆう師の養成施設並びにはり師及びきゆう師の養成施設並びに柔道整復師養成施設

別記第7号様式の2により1部

(2) 最終学年の卒業(又は転学)が決定した時点で、これを証明する会議録等を速やかに提出すること。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、医療関係職種養成所等の指導に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年8月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。